

令和5年3月

「規定等」の一部改正について（事前のご案内）

令和5年4月1日（土）付で「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」および「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

<主な変更事項>

- ・「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」
本特約の対象となる期間ならびに契約終了までに贈与者が死亡した際の取扱を変更
- ・「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」
本特約の対象となる期間の変更

[新旧対照表はこちら](#)

以 上